

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

事業資金融資の相談について

コロナ禍の収束が見えないなかで融資相談が増えています。借り入れをするにあたって金融機関が初めて取引をする場合の必ず確認する条件があります。金融機関は貸付を行った事業者が必ず期限通り返済が行われ信用できるのかを重要にしています。継続した営業が担保されているかも確認されます。事業をしていればいつ借入が必要になるかわかりません。日頃から次の点を注意してください。

- ▼ 税金の申告と納税が期限通りできていますか。
- ▼ 所有不動産に滞納による抵当権が設定されていませんか。
- ▼ 公共料金（家賃・水道光熱費・電話代など）の支払いが期限までできていますか。
- ▼ 既存の借入（住宅ローン含む）の返済に乱れや条件変更はありませんか。
- ▼ 営業に必要な許認可をありますか。
- ▼ 店舗・事務所の賃貸契約は自分の名義ですか。

借入は申し込みから面接があり実行されるまで1カ月ほどかかります。相談はお早めにご連絡ください。

民ちゃん和商くんの井戸端談話

国民投票法が衆議院で可決・改憲許すな！

民ちゃん…商くん先日、衆議院で「国民投票法案」が可決されたよね。

商くん…そうだね。立憲民主党が修正案を提示して、自民党がそれを受け入れたからね。

民ちゃん…今まで3年近く継続審議になっていたけど、何が問題だったの。

商くん…いろいろあるけど、一番はCM規制が不十分なことなんだよ。改正案では投票日の2週間前からテレビやラジオなどのCMが規制されるけど、それより前の規制は何もないんだよ。これでは、資金力のあるほうが有利になって公平な国民投票にならないよね。実際に大阪の住民投票では、大阪維新の会がテレビCMを大量に流したんだ。

民ちゃん…そうだったわね。都構想の時は大阪府が公費でパンフやチラシを出してたわよ。他にはないの。

商くん…あとは、投票の際の最低投票率の定めがないから、どんなに投票率が低くても、有効投票数の過半数の賛成で改憲が成立してしまうんだ。

民ちゃん…仮に投票率が40%だったら、有権者の20%で改憲されてしまうのね。

自民党は「緊急事態条項」が必要ではないかと、コロナ禍を利用した改憲へのメッセージを出してきているけど、コロナ感染が拡大したのは政府の後手後手の対応がもたらしたものでしょ。

商くん…そうだよ。感染拡大や災害時の対応は今の法律の下でも十分できるよね。それをしてこなかった政府の責任は重大だ。それなのに国民のコロナへの思いを利用して改憲のための準備を進めることは許せないよ。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におこせ！

アスベスト被害の相談について

5月17日にアスベスト被害をめぐっては最高裁の初判断が示され、国と建材メーカーの責任を認めました。個人事業主である「一人親方」についても「危険に晒されるのは労働者に限られない」として救済が確定しました。残念ながら屋根工など屋外労働者に対する賠償責任は認められませんでした。

民商ではアスベスト被害をめぐって専門医や弁護士（大阪アスベスト弁護団）と連携して救済制度の相談体制をとっています。吹田民商では建設業を営んでいた会員1名が石綿に詳しくない医師から石綿を原因としない間質性肺炎と診断をされていました。専門医の診察で石綿によるものと分かり、弁護団の協力を得て申請したことで労働基準監督署から労災認定を受けることができました。その他大阪では「肺がん」「悪性中皮腫」「胸水」などの症状でも「アスベストが原因」とわかった自営業者が次々と出ています。症状が診断され心当たりのある場合はできるだけ早くご相談ください。

	労災による補償	石綿救済制度
対象者	・労災(特別加入も含む)に加入し、石綿ばく露作業に従事していた人 ・病気の発症段階で労災に加入していなくても、労災加入時にアスベストを扱う作業をしていた場合は対象 ・本人死亡5年で時効となり、労災の給付は受けられなくなる	・労災補償の対象にならない人(一人親方、事業主、環境ばく露など) ・労災補償のうち遺族補償は5年の時効で対象外となるため、救済法で対応する(アスベストが死亡原因だが、それがあとでわかった場合など)
対象病名	・中皮腫 ・石綿肺(管理区分2または3+合併症、管理区分4) ・原発性肺がん(アスベストが下人の者) ・石綿胸水 ・びまん性胸膜肥厚	・中皮腫 ・肺がん ・著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 ・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 (労災時効で申請する場合、対象病名は労災の者を適用)
内容	①医療費補助(自己負担なしで治療) ②休業補償給付(労災に加入していた時の賃金を基準に計算して支払われる) ③遺族補償給付	①医療費補助(自己負担なしで治療) ②療養手当 103,870円/月 ③特別遺族弔慰金等 2,999,000円(生前に救済法の給付を受けている分は差し引かれる)

上記以外にも裁判による救済制度もあります。

営業時間短縮協力金について

4月1日からの協力金についてお問い合わせをいただいています。一部詳細が大阪府から発表されていますが、申請の開始時期についてまだ5月中旬予定として発表されていません。現在の発表は以下の通りです。

第4期営業時間短縮協力金(大阪府外)

対象地域 大阪府(大阪府を除く)
対象期間 4月1日から4月24日まで
対象施設 飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店
営業許可・喫茶店営業許可を受けている店舗
支給金額 1店舗あたり 96万円(4万円×24日間)

(期間中に開業・閉業した場合は日数に応じて支給)
支給要件 朝5時以前もしくは夜9時以降の通常の営業時間を短縮し、酒類の提供を夜8時30分までとしていること